

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)(抄)

第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付国土交通大臣ノ型承認ヲ受ケタル製造者ガ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ヲ製造シ且管海官庁、第二十五条ノ四十六及第二十五条ノ四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者(以下登録検定機関ト称ス)又ハ次章ノ規定ニ依ル小型船舶検査機構ノ検定ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査ヲ省略ス

(略)

第六条ノ五 第二十五条ノ六十七及第二十五条ノ六十八ニ於テ準用スル第二十五条ノ四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者(以下登録検査確認機関ト称ス)ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ総噸数二十噸未満ノ船舶(以下小型船舶ト称ス)ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ検査ヲ行ヒ且当該小型船舶ガ第二条第一項ニ規定スル国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ノ規定ニ適合スルコトヲ確認シタルトキハ当該小型船舶ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内ニ行フ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル小型船舶ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 第二十五条ノ六十九及第二十五条ノ七十二ニ於テ準用スル第二十五条ノ四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会(以下単二船級協会ト称ス)ノ検査ヲ受ケ船級ノ登録ヲ為シタル船舶ニシテ旅客船(十二人ヲ超ユル旅客定員ヲ有スル船舶ヲ謂フ以下同ジ)ニ非ザルモノハ其ノ船級ヲ有スル間第二条第一項各号ニ掲グル事項及満載喫水線ニ関シ特別検査以外ノ管海官庁ノ検査(国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ヲ受ケ之ニ合格シタルモノト看做ス

第二十二条 船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者第十二条第二項ノ規定ニ依リ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十三条 船舶乗組員虚偽ノ申立ヲ為シ管海官庁ヲシテ第十三条ノ規定ニ依リ調査ヲ為サシメタルトキハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十四条 第十条ノ三ニ規定スル国土交通省令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰八三十万円以下ノ罰金トス

第二十五条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ八人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ八人ノ業務ニ関シ第十九条乃至第二十二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ八人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

(登録の更新)

第二十五条ノ四十八 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(登録の取消し等)

第二十五条の五十八 (略)

2 国土交通大臣は、外国登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 五 (略)

六 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検定機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 (略)

3 前項第六号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外国登録検定機関の負担とする。

(準用)

第二十五条の六十八 前節(第二十五条の四十六を除く。)の規定は、第六条ノ五の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、同項第三号中「船舶又は」とあるのは「小型船舶又は」と、第二十五条の四十九第三項中「船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式」とあるのは「小型船舶が第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」と、同項及び同条第四項中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十五条の七十 第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。))を除く。)の規定は、第八条の規定による登録、船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは、「別表第四」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二十五条の七十一 日本の船級協会の役員又は職員が、第八条の船舶についての第二条第一項各号に掲げる事項又は満載喫水線に関する検査(第八条の国土交通省令で定めるものを除く。)に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十五条の七十二 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四章 雑則

第二十六条 本法及本法ニ基ク命令中船舶所有者ニ関スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ船舶管理人ヲ置キタルトキハ之ヲ船舶管理人ニ、船舶賃借ノ場合ニ在リテハ之ヲ船舶借入人ニ適用シ又船長ニ関スル規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ適用ス

第二十七条 船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ条約ニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ従フ

第二十八条 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及気象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関スル事項ニシテ左ニ掲グルモノハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

一 (略)

二 前号ノ技術的基準ニ適合シタルコトノ検査

三・四 (略)

五 (略)

第一項第二号ノ検査ハ管海官庁又ハ第七項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者(以下登録検査機関ト称ス)ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

(略)

第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五の上欄に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及口中船舶又は第二條第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二條第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の四十九第三項中船舶又は物件が第六條ノ四第一項の規定により承認を受けた型式トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵が第二十八條第一項第一号の技術的基準ト同項及同條第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

第二十九条ノ三 前各條ニ規定スルモノノ外本法並ニ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関スル條約ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ国土交通省令(漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令)ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ基ク條約ノ施行ニ関スル国土交通省令ニ依ル事務ニシテ證書ノ発給ニ関スルモノハ管海官庁又ハ次項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

前項ノ證書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第六ト第二十五条の四十九第三項中検定を行う場合において、船舶又は物件が第六條ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定トアルハ船舶の堪航性及び人命の安全に関する條約に関する證書の発給ト同項及同條第四項中検定員トアルハ證書発給員トス

国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)(抄)

第四章 登録実施機関

(登録実施機関の登録)

第十九条 第三条又は前条第一項に規定する登録実施機関の登録は、ホテル又は旅館の登録の実施に関する事務(第十一条第一項及び第二項、第十二条第二項、第十三条第二項並びに第十六条第二項(これらの規定を前条第二項において準用する場合を含む。))の規定による事務を除く。以下「登録実施事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(登録実施機関の登録の更新)

第二十一条 第十九条の登録実施機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)(抄)

(観測に使用する気象測器)

第九条 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の規定により許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造(材料の性質を含む。)及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

(登録の更新)

第三十二条の六 第九条の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(気象証明等)

第三十五条 気象庁は、一般の依頼により、気象、地象及び水象に関する事実について証明及び鑑定を行う。

2 (略)

建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条（略）

2・3（略）

4 国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については、前項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けているものであつて、第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から、これを選任しなければならない。

5（略）

（登録の更新）

第二十六条の七 第二十六条第四項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2（略）

（国土交通大臣による講習の実施）

第二十六条の十七 国土交通大臣は、講習を行う者がいないとき、第二十六条の十一の規定による講習の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十六条の十五の規定により第二十六条第四項の登録を取り消し、又は登録講習実施機関に対し講習の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習実施機関が天災その他の事由により講習の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習の全部又は一部を自ら行うことができる。

2（略）

（手数料）

第二十六条の十八 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（経営事項審査）

第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならない。

2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一（略）

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 (略)

(経営規模等評価)

第二十七条の二十六 第二十七条の二十三第二項第二号に掲げる事項の評価（以下「経営規模等評価」という。）については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

2・4 (略)

(総合評定値の通知)

第二十七条の二十九 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価の申請をした建設業者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該建設業者に対して、総合評定値（経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値をいう。以下同じ。）を通知しなければならない。

2・3 (略)

(手数料)

第二十七条の三十 国土交通大臣に対して第二十七条の二十六第二項の申請又は前条第一項の請求をしようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(準用規定)

第二十七条の三十二 第二十六条の五、第二十六条の七から第二十六条の十六まで及び第二十六条の十九から第二十六条の二十一までの規定は、登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十六条の五、第二十六条の七第一項、第二十六条の十五第五号並びに第二十六条の二十一第一号及び第四号	第二十六条第四項	第二十七条の二十四第一項
(略)	(略)	(略)

(国土交通大臣又は都道府県知事による経営状況分析の実施)

第二十七条の三十五 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十四第一項の登録を受けた者がいないとき、第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十一の規定による経営状況分析の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十七条の三十二において

て準用する第二十六条の十五の規定により第二十七条の二十四第一項の登録を取り消し、又は登録経営状況分析機関に対し経営状況分析の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録経営状況分析機関が天災その他の事由により経営状況分析の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他国土交通大臣が必要があると認めるときは、経営状況分析の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2・3 (略)

4 第二十七条の三十の規定は、第一項の規定により国土交通大臣が行う経営状況分析を受けようとする者について準用する。

5・6 (略)

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)(抄)

(試験)

第十六条 (略)

2 (略)

3 第十七条の三から第十七条の五までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)(が国土交通省令で定めるところにより行う講習(以下「登録講習」という。)(の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、試験の一部を免除する。

(登録の更新)

第十七条の六 第十六条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十二の十五 (略)

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。

十四 四十八 (略)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)(抄)

(登録の更新)

第九条の八 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(船級協会の検査)

第十七条の十二 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等についての検査を行う者として登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けた者(以下単に「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等について法定検査を行い、技術基準に適合すると認めたとみなす。

3 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。))並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同法第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

(船舶安全法の準用)

第十七条の十五 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号二掲グル事項二係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又八第二条第一項各号二掲グル事項二係ル」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項又八第九条の三第一項二規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、前条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第一項ノ製造検査(前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル)とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の八二規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十七条の五」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項二規定スル」とあるのは「同法第五条第四項又八第九条の三第二項二規定スル」と、同条中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十七条の八二規定スル法定検査及び同法第十七条の十五第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又八中間検査」とあるのは「同法第十七条の二又八第十七条の四ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十七条の五ノ検査」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

(粉碎設備等の型式承認等)

第四十三条の六 海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉碎設備(船舶発生廃棄物を粉碎することにより処理する設備をいう。)その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの(以下「粉碎設備等」という。)を製造する者は、当該粉碎設備等が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、当該粉碎設備等の型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けるとともに、当該型式承認を受けた粉碎設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる。

2 船舶安全法第九条第四項及び第十一条の規定は前項の検定について、同法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第三」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

石油コンビナート等災害防止法(昭和五十八年法律第八十四号)(抄)

(自衛防災組織)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備(以下「防災資機材等」という。)を備え付けなければならない。

石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)(抄)

(オイルフェンス及びオイルフェンス展張船)

第十六条 第一種事業者は、その第一種事業所で、その敷地の全部若しくは一部が海域に接するもの又は係留施設を使用して石油を取り扱うものの石油の貯蔵・取扱量が一万キロリットル以上である場合には、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に、当該第一種事業所に係る次の表の上欄に掲げる石油の貯蔵・取扱量の区分に応じ、同表の下欄に定める長さのオイルフェンス(安定して海面に浮き、かつ、流出した石油をせき止めることができるもの)として総務省令で定める規格を有するものに限る。以下同じ。)及びオイルフェンス展張船を備え付けなければならない。

石油の貯蔵・取扱量	長さ
一万キロリットル以上十萬キロリットル未満	千八十メートル
十萬キロリットル以上百萬キロリットル未満	千六百二十メートル
百萬キロリットル以上	二千百六十メートル

2 (略)

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号)(抄)

(海技士の免許)

第四条 (略)

2 海技免許は、国土交通大臣が行う海技士国家試験(以下「海技試験」という。)に合格し、かつ、その資格に応じ人命救助その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習(以下「海技免許講習」という。)であつて第十七条及び第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録海技免許講習」という。)の課程を修了した者について行う。

3 (略)

(海技免状の有効期間)

第七条の二 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、前項の規定による海技免状の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が国土交通省令で定める身体適性に関する基

準を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときでなければ、海技免状の有効期間の更新をしてはならない。

一・二 (略)

三 その資格に応じ海難防止その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習(以下「海技免状更新講習」という。)であつて第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録海技免状更新講習」という。)の課程を修了した者

4・5 (略)

(海技試験の免除)

第十三条の二 第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた船舶職員養成施設(以下「登録船舶職員養成施設」という。)の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の全部又は一部を免除することができる。

2・7 (略)

(登録の要件等)

第十七条の二 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により海技免許講習が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録海技免許講習の実施に関する事務(以下「登録海技免許講習事務」という。)を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第四条第二項の登録は、登録海技免許講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録海技免許講習を行う者(以下「登録海技免許講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録海技免許講習の種類

四 登録海技免許講習事務所を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第十七条の三 第四条第二項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録海技免許講習事務の実施に係る義務)

第十七条の四 登録海技免許講習実施機関は、公正に、かつ、第十七条の二第一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録海技免許講習事務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十七条の五 登録海技免許講習実施機関は、第十七条の二第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録海技免許講習事務規程)

第十七条の六 登録海技免許講習実施機関は、登録海技免許講習事務の開始前に、登録海技免許講習事務の実施に関する規程(以下「登録海技免許講習事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録海技免許講習事務規程には、登録海技免許講習の実施方法、登録海技免許講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めなければならない。

(登録海技免許講習事務の休廃止)

第十七条の七 登録海技免許講習実施機関は、登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十七条の八 登録海技免許講習実施機関(国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十一条の四において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録海技免許講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録海技免許講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録海技免許講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第十七条の九 国土交通大臣は、登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録海技免許講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十七条の十 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関が第十七条の四の規定に違反しているとき、その登録海技免許講習実施機関に対し、同条の規定による登録海技免許講習を行うべきこと又は登録海技免許講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十七条の十一 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第二項の登録を取り消し、又は期間を定めて登録海技免許講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条の二第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十七条の八第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四条第二項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十七条の十二 登録海技免許講習実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録海技免許講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第十七条の十三 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、登録海技免許講習実施機関に対し、登録海技免許講習事務に関し報告させ、又はその職員に、登録海技免許講習実施機関の事務所に立ち入り、登録海技免許講習事務の状況若しくは帳簿書類その他の物

件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国土交通大臣による海技免許講習の実施)

第十七条の十四 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関がないとき、第十七条の七の規定による登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消し、又は登録海技免許講習実施機関に対し登録海技免許講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録海技免許講習実施機関が天災その他の事由により登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、海技免許講習の実施に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(公示)

第十七条の十五 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四条第二項の登録をしたとき。

二 第十七条の五の規定による届出があつたとき。

三 第十七条の七の規定による届出があつたとき。

四 第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

五 前条の規定により国土交通大臣が海技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた海技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(準用)

第十七条の十七 第十七条の二及び第十七条の三の規定は海技免状更新講習並びに第七條の二第三項第三号の登録及びその更新について、第十七条の四から第十七条の十五までの規定は登録海技免状更新講習、登録海技免状更新講習を行う者及び登録海技免状更新講習の実施に関する事務について準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第十七条の十九 第十七条の二及び第十七条の三の規定は船舶職員養成施設並びに第十三條の二第一項の登録及びその更新について、第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五(同条第五号を除く。)の規定は登録船舶職員養成施設、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者及び登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成に関する事務について準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「別表第一」とあるのは、「別表第三」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（船舶職員の乗組みに関する基準）

第十八条 船舶所有者は、その船舶に、船舶の用途、航行する区域、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者に関する基準（以下「乗組み基準」という。）に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、それぞれ海技免状を受有する海技士を乗り組ませなければならない。ただし、第二十条第一項の規定による許可を受けた場合において、同条第二項の規定により指定された資格の海技士を指定された職の船舶職員として乗り組ませ、かつ、同項の規定により条件又は期限が付されている場合において、その条件を満たしており、又はその期限内であるときは、この限りでない。

2 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶には、二十歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませるはならない。
 3 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶には、国土交通省令で定める電波法第四十条の資格について同法第四十一条の免許を受けた者以外の者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませるはならない。

（操縦試験の免除）

第二十三条の十 第二十三条の二十五及び第二十三条の二十六の規定により国土交通大臣の登録を受けた小型船舶教習所（以下「登録小型船舶教習所」という。）の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

2）5（略）

（準用）

第二十三条の十一 第五条第六項及び第七項並びに第六条第二項の規定は操縦免許について、第七条第二項の規定は小型船舶操縦士免許原簿について、第七条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は操縦免許証について、第十条第三項及び第十一条の規定は操縦免許の取消し等について、第十五条及び第十六条の規定は操縦試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条第二項	第十条第一項	第十条第一項（第二十三条第七項において準用する場合を含む。）
第七条の二第三項第三号	船舶職員	小型船舶操縦者

(略)	(略)	職務	業務
		海技免状更新講習	操縦免許証更新講習
		登録海技免状更新講習	登録操縦免許証更新講習
		第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する 第十七条の二	第二十三条の二十九及び第二十三条の三十において準 用する第二十三条の二十六

(登録の要件等)

第二十三条の二十六 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 別表第四の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により教習が行われるものであること。

二 前条の規定により登録の申請をした者（以下この号及び次項において「登録申請者」という。）が、小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「小型船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
三 法人であつて、登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習に関する事務（以下「登録小型船舶教習事務」という。）を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第二十三条の十第一項の登録は、登録小型船舶教習所登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を行う者（以下「登録小型船舶教習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録小型船舶教習所の種類

四 登録小型船舶教習事務所を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第二十三条の二十七 第二十三条の十第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（準用）

第二十三条の二十八 第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五（同条第五号を除く。）の規定は、登録小型船舶教習所、登録小型船舶教習実施機関及び登録小型船舶教習事務所について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（準用）

第二十三条の三十 第十七条の四から第十七条の十五までの規定は登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習を行う者及び登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務について、第二十三条の二十六及び第二十三条の二十七の規定は操縦免許証更新講習並びに第二十三条の十一において準用する第七条の二第三項第三号の登録及びその更新について準用する。この場合において、第二十三条の二十六第一項第一号中「別表第四の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に同じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（小型船舶操縦者の乗船に関する基準）

第二十三条の三十一 船舶所有者は、その小型船舶に、小型船舶の航行する区域、構造その他の小型船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者に関する基準（以下「乗船基準」という。）に従い、操縦免許証を受有する小型船舶操縦士を乗船させなければならない。ただし、次条第一項の規定による許可を受けた場合において、同条第二項の規定により指定された資

格の小型船舶操縦士を小型船舶操縦者として乗船させ、かつ、同項の規定により条件又は期限が付されている場合において、その条件を満たしてあり、又はその期限内であるときは、この限りでない。

2 (略)

(小型船舶操縦者以外の乗船)

第二十三条の三十五 船舶所有者は、航行の安全を確保するために機関長又は通信長を乗船させる必要がある小型船舶として政令で定める小型船舶にあつては、政令で定める基準に従い、小型船舶操縦者のほか、海技免状を受有する海技士を乗船させなければならない。

2・3 (略)

別表第一(第十七条の二関係)

海技免許講習	施設及び設備	条件
一 レーダー観測者講習 二 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーション講習	一 講義室 二 レーダー実習室 三 レーダー 四 海図及び海図用具	一 二十歳以上であること。 二 過去二年間に登録海技免許講習事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三 三級海技士(航海)の資格若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。 四 電波法第四十条に規定する海上特殊無線技士の資格を有する者であること。
三 救命講習、機関救命講習	一 講義室 二 救命器具 三 信号装置 四 進水装置 五 国際信号旗 六 国際信号書 七 危険物による事故の際の応急医療の手	一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二 三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

	<p>四 消火講習</p>	<p>五 上級航海英語講習、航海英語講習</p>	<p>六 上級機関英語講習、機関英語講習</p>
<p>引書その他の書籍</p>	<p>一 講義室 二 実習場又は練習船 三 持運び式非常ポンプ又は消火栓 四 消火ホース、ノズル及び水噴霧放射器 五 泡消火器、炭酸ガス消火器及び粉末消火器 六 呼吸具、可燃性ガス検定器及び安全灯</p>	<p>一 講義室 二 語学練習装置又は視聴覚教材を使用するために必要な設備 三 国際海事機関の標準海事通信用語に関する会話を録音した視聴覚教材</p>	<p>一 講義室 二 語学練習装置又は視聴覚教材を使用するために必要な設備 三 機関業務に関する英会話を録音した視聴覚教材</p>
		<p>一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二 次のいずれかの条件を満たす者であること。 イ 三級海技士（航海）の資格又はこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの ロ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条に規定する免許状（英語に係るものに限る。）を有する者 ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者</p>	<p>一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二 次のいずれかの条件を満たす者であること。 イ 三級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの ロ 教育職員免許法第四条に規定する免許状（英語に係るものに限る。）を有する者 ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者</p>

一 「レーダー観測者講習」とは、レーダー映像の判読その他のレーダーによる衝突防止に関する知識及び能力を習得させるための講習（レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習を除く。）をいう。

二 「レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習」とは、レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータを使用して行うレーダープロットティングその他のレーダー又は自動衝突予防援助装置による衝突防止に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

三 「救命講習」とは、海難発生時における措置、救命設備その他の救命に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

四 「機関救命講習」とは、海難発生時における機関部における措置、救命設備その他の救命に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

五 「消火講習」とは、火災の化学的性質、消火設備その他の消火に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

六 「上級航海英語講習」とは、甲板部において使用される海事に関する英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

七 「航海英語講習」とは、甲板部において使用される海事に関する基礎的な英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

八 「上級機関英語講習」とは、機関部において使用される海事に関する英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

九 「機関英語講習」とは、機関部において使用される海事に関する基礎的な英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

十 上欄三の項中欄第四号及び第五号の設備は、視聴覚教材をもつてこれらの設備に代えることができる。

十一 機関救命講習にあつては、上欄三の項中欄第五号の設備を要しない。

別表第二（第十七条の十七関係）

海技免状更新講習	施設及び設備	条 件
一 上級航海更新講習	一 講義室 二 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材 イ 海上における事故及び災害の防止に関すること。 ロ 最新の船舶技術に関すること。 ハ 最新の海事法令に関すること。 三 視聴覚教材を使用するため	一 二十歳以上であること。 二 過去二年間に登録海技免状更新講習の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三 一級海技士（航海）の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

二 航海更新講習	に必要な設備	一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二 三級海技士（航海）の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
三 上級機関更新講習		一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二 一級海技士（機関）の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
四 機関更新講習		一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二 三級海技士（機関）の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
五 通信更新講習		一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二 一級海技士（通信）の資格についての免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

備考

- 一 「上級航海更新講習」とは、甲板部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 二 「航海更新講習」とは、甲板部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な基礎的事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 三 「上級機関更新講習」とは、機関部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 四 「機関更新講習」とは、機関部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な基礎的事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 五 「通信更新講習」とは、無線部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。

別表第三（第十七条の十九関係）

船舶職員養成施設	施設及び設備	条件
一 三級海技士（航海）養	一 講義室	一 二十歳以上であること。

<p>成施設、四級海技士（航海）養成施設、五級海技士（航海）養成施設、六級海技士（航海）養成施設</p>	<p>二 航海実習室その他航海に関する実習に必要な実習室 三 実習用船舶 四 航海計器 五 水路図誌 六 操舵装置、係船設備その他の船舶設備 七 甲板作業用具 八 検知器具及び保護具 九 船灯及び航海灯シミュレータ 十 公用及び船用航海日誌 十一 気象及び海象の観測用計器 十二 天気図 十三 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材</p>	<p>二 過去二年間に船舶職員養成施設における船舶職員の養成に関する事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。 三 その養成のための海技士（航海）の資格（六級海技士（航海）養成施設にあつては五級海技士（航海）の資格）若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。</p>
<p>二 三級海技士（機関）養成施設、四級海技士（機関）養成施設、五級海技士（機関）養成施設、六級海技士（機関）養成施設</p>	<p>一 講義室 二 機関実習室その他機関に関する実習に必要な実習室 三 実習用船舶 四 主機及びその附属装置（その養成を目的とする海技士（機関）に係る機関限定の有無及び内容に応じた種類の機関に限る。） 五 動力伝達装置及び軸系 六 ボイラ及びその附属装置 七 補機及び管装置 八 甲板機械 九 工具及び測定器</p>	<p>一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二 その養成のための海技士（機関）の資格（六級海技士（機関）養成施設にあつては五級海技士（機関）の資格）若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。</p>

	<p>十 電気設備</p> <p>十一 自動制御装置</p> <p>十二 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材</p>
--	---

備考

一 「三級海技士（航海）養成施設」、「四級海技士（航海）養成施設」、「五級海技士（航海）養成施設」及び「六級海技士（航海）養成施設」とは、それぞれ三級海技士（航海）、四級海技士（航海）、五級海技士（航海）及び六級海技士（航海）の養成を行うための船舶職員養成施設をいう。

二 「三級海技士（機関）養成施設」、「四級海技士（機関）養成施設」、「五級海技士（機関）養成施設」及び「六級海技士（機関）養成施設」とは、それぞれ三級海技士（機関）、四級海技士（機関）、五級海技士（機関）及び六級海技士（機関）の養成を行うための船舶職員養成施設をいう。

三 上欄一の項中欄第六号及び第九号の設備並びに上欄二の項中欄第五号及び第八号の設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。

四 その養成のための海技士の資格に係る海技試験について第十四条第一項に規定する乗船履歴を有する者（修了時において当該海技試験について当該乗船履歴を有することとなる者を含む。）を対象とする船舶職員養成施設にあつては、上欄一の項中欄第三号の施設及び上欄二の項中欄第三号の施設を要しない。

五 機関当直限定をした海技士（機関）の養成を行うための船舶職員養成施設にあつては、上欄二の項中欄第九号の設備を要しない。

別表第四（第二十三条の二十六関係）

小型船舶教習所	施設及び設備	条件
<p>一 一級小型船舶操縦士教習所、二級小型船舶操縦士教習所</p>	<p>一 講義室</p> <p>二 実習水域（実習期間中においては、原則として占有することができるものに限る。上欄二の項において同じ。）</p> <p>三 実習用小型船舶（その教習を行うための小型船舶操縦士に係る技能限定の有無及び内容に応じたものに限る。）</p>	<p>一 二十歳以上であること。</p> <p>二 過去二年間に登録小型船舶教習事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。</p> <p>三 一級小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定がされていないものに限る。）を有する者であつて三月以上小型船舶操縦</p>

<p>二 特殊小型船舶操縦士教習所</p>	<p>四 水路図誌 航海計器 操舵設備、係船設備及び航海用具 七 救命器具 八 信号装置 九 国際信号旗 十 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材</p>	<p>者として小型船舶（特殊小型船舶を除く。）に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。</p>
<p>二 特殊小型船舶操縦士教習所</p>	<p>一 講義室 二 実習水域 三 実習用特殊小型船舶 四 救命器具 五 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材</p>	<p>一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。 二 特殊小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定がされていないものに限る。）を有する者であつて三月以上小型船舶操縦者として特殊小型船舶に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。</p>

備考

- 一 「一級小型船舶操縦士教習所」、「二級小型船舶操縦士教習所」及び「特殊小型船舶操縦士教習所」とは、それぞれ一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士の教習を行うための小型船舶教習所をいう。
 - 二 上欄一の項中欄第六号から第九号までの設備及び上欄二の項中欄第四号の設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。
 - 三 その教習のための小型船舶操縦士の資格に係る操縦試験について第二十三条の十第五項の国土交通省令で定める乗船履歴を有する者を対象とする小型船舶教習所にあつては、上欄一の項中欄第二号及び第三号の施設を要しない。
- 別表第五（第二十三条の三十関係）

<p>施設及び設備</p>	<p>条件</p>
<p>一 講義室 二 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材 イ 海上における事故及び災害の防止に関すること。 ロ 小型船舶操縦者の遵守事項に関すること。</p>	<p>一 二十歳以上であること。 二 過去二年間に登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務に關し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは</p>

八 最新の海事法令に関すること。
三 視聴覚教材を使用するために必要な設備

執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。
三 一級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定がされていないものに限る。）を有する者であること。

計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）

（定義等）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

5、8（略）

（使用の制限）

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第二百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一（略）

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したのものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ（略）

三（略）

2・3（略）

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（抄）

（特定計量器）

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 温度計のうち、次に掲げるもの

イ ガラス製温度計のうち、次に掲げるもの

(1) 計ることができる温度が零下三十度以上三百六十度以下のもの（転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付

温度計、保護枠入温度計及び隔測温度計並びに(2)に掲げるものを除く。)

(2) ベックマン温度計のうち、温度の上昇の計量に使用するもの

(3) ガラス製体温計

ロ 抵抗体温計（電気抵抗の変化をもって、体温を計量する温度計であつて、最高温度保持機能を有するものをいう。以下同じ。）

四〇十八 （略）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 （略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（抄）

（登録の更新）

第四十一条の五 第四十一条の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 （略）

（国土交通大臣による講習事務の実施）

第四十一条の十五 国土交通大臣は、第四十一条の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の九の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 (略)

3 第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第六十条 (略)

2 管理業務主任者証の交付を受けようとする者は、第六十一条の二において準用する第四十一条の二から第四十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下この節において「登録講習機関」という。)が国土交通省令で定めるところにより行う講習(以下この節において「講習」という。)で交付の申請の日前六月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に管理業務主任者証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

3 6 (略)

(準用規定)

第六十一条の二 第四十一条の二から第四十一条の十八までの規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、第四十一条の二中「前条」とあるのは「第六十条第二項本文(前条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)」と、第四十一条の三、第四十一条の五第一項、第四十一条の十三第五号、第四十一条の十五第一項並びに第四十一条の十八第一号及び第四号中「第四十一条の登録」とあるのは「第六十条第二項本文の登録」と、第四十一条の四中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第四十一条の十第二項中「マンション管理士」とあるのは「管理業務主任者」と読み替えるものとする。